

公益財団法人白浜医療福祉財団

訪問看護ステーションたんぼぼ運営規程

(事業目的)

第1条 公益財団法人白浜医療福祉財団の開設する訪問看護ステーションたんぼぼ（以下「ステーション」という。）が行う指定老人訪問看護事業及び指定訪問看護事業（以下「訪問看護事業」という。）の適正な運営を確保する為に人員及び運営管理に関する事項を定め、ステーションの看護師（以下「看護師」という。）が、病気やけが等により、家庭において継続して療養を受ける状態にあり、かかりつけの医師が指定訪問看護（以下「訪問看護」という。）の必要を認めた老人等に対し、適正な訪問看護を提供する事を目的とする。

(運営の方針)

第2条 訪問看護事業にあたっては関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスと綿密な連携に努め、適切な運営を図るものとする。

(1) 事業所は、運営会議を設置し、事業の運営上必要な事項について適時協議する。

(事業者の名称等)

第3条 訪問看護を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称：訪問看護ステーション たんぼぼ
- (2) 所在地：和歌山県西牟婁郡白浜町1447番地

(職員の職種、員数、職務)

第4条 ステーション職員の職種、員数、職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者：看護師 1名（常勤兼務）
管理者は所属職員を指導監督し、適切な事業が行われるよう統括する。
- (2) 看護師等：看護師 2.5名以上（常勤兼務 常勤 非常勤含む）
理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は必要に応じて雇用し配置する。
看護師等は訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成し、訪問看護を担当する。
- (3) 事務職員 1名（常勤職員）

(営業日及び営業時間)

第5条 訪問看護ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日迄とする。ただし、国民の休日、12月29日から1月3日迄を除く。
- (2) 営業時間 月曜日から土曜日8時30分から17時30分までとする。

(訪問看護の提供方法)

第6条 訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

- (1) 訪問看護の利用希望者がかかりつけの医師に申し込み、医師が交付した訪問看護の指示書に基づいて、看護計画を作成し、訪問看護を実施する。
- (2) 利用希望者又は家族からステーションに申し込みがあった場合は、主治医に指示書の交付を求めるよう指導する。
- (3) 利用希望者に主治医がない場合は、ステーションから、西牟婁医師会に主治医の選定を依頼する。

(訪問看護の内容)

第7条 訪問看護の内容は次のとおりとする。

- (1) 症状の観察
- (2) 医療的処置の実施及び指導（吸引、酸素吸入、カテーテル管理、褥創処置、内服管理等）
- (3) 看護、介護技術の実施と相談、指導（洗髪、清拭、入浴、排泄、体位保持等）
- (4) 栄養、食事療法に関する相談、指導
- (5) リハビリテーションの実施と相談、指導
- (6) 介護用品の紹介や工夫の仕方の実践
- (7) 生活環境の調整と指導
- (8) かかりつけの医師への連絡調整及び報告

- (9) 行政機関やサービス、他施設等利用に関する情報提供や調整
- (10) その他、医師の指示による処置と介護に関する相談

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、白浜町、旧田辺市、旧中辺路町、旧大塔村、上富田町の区域とする。

(緊急時における対応法)

第9条 看護師等は訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

- (1) 24時間連絡体制とする。
- (2) 看護師等は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(利用料)

第10条 訪問看護を提供した場合、基本料金は医療保険に基づく本人負担。

- (1) 訪問看護を開始するに当たり、あらかじめ利用者や家族に対し、その趣旨の理解を得る事とする。

(記録の管理)

第11条 ステーションは訪問看護に関する記録を整備し、サービスを提供した日から5年間保管しなければならない。

(人権擁護)

第12条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待防止等のため、人権推進員を置くとともに、従業者に対し、人権の擁護、虐待の防止等に関する研修を実施する。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第13条 虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 サービス提供中に、当該事業所の従業者や利用者の家族等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報するものとする。

(身体拘束等の禁止)

第14条 事業所は利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとする。

- 2 事業所はやむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状態並びに緊急やむを得ない理由とその他必要な事項を記録するものとする。

(衛生管理)

第15条 事業所において、感染症の予防及びまん延の防止等のため、衛生管理推進員を配置する。

(感染症の予防に関する事項)

第16条 事業所において、感染症が発生し、又はまん延しないようにするため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
- (2) 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

第17条 感染症や非常災害の発生において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営上の注意事項)

第18条 訪問看護ステーションは、社会的使命を十分認識し、職員の質的向上を図る為の研修の機会を設け、また、業務体制を整備する。

(1) 職員は業務上知り得た情報を保持する

(2) この規則に定める事項の外、運営に関する重要事項は公益財団法人とステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規則は、1997年6月1日から施行する。

附 則

この規則は、2002年1月23日から施行する。

附 則

この規則は、2003年 4月1日から施行する。

附 則

この規則は、2004年 4月1日から施行する。

附 則

この規則は、2005年 5月1日から施行する。

附 則

この規則は、2005年 12月1日から施行する。

附 則

この規則は、2006年 4月1日から施行する。

附 則

この規則は、2006年 10月1日から施行する。

附 則

この規則は、2006年 11月6日から施行する。

附 則

この規則は、2007年 1月1日から施行する。

附 則

この規則は、2007年 1月4日から施行する。

附 則

この規則は、2007年 3月1日から施行する。

附 則

この規則は、2007年 4月1日から施行する。

附 則

この規則は、2007年 6月1日から施行する。

附 則

この規則は、2007年 6月29日から施行する。

附 則

この規則は、2007年 9月27日から施行する。

附 則

この規則は、2007年 11月5日から施行する。

附 則

この規則は、2008年 3月17日から施行する。

附 則

この規則は、2008年 4月1日から施行する。

附 則

この規則は、2009年 4月1日から施行する。

附 則

この規則は、2009年 4月13日から施行する。

附 則

この規則は、2009年 8月1日から施行する。

附 則

この規則は、2010年 5月25日から施行する。

附 則
この規則は、2010年 11月1日から施行する。

附 則
この規則は、2011年 1月4日から施行する。

附 則
この規則は、2011年 2月1日から施行する。

附 則
この規則は、2011年 4月1日から施行する。

附 則
この規則は、2011年 7月1日から施行する。

附 則
この規則は、2011年 9月1日から施行する。

附 則
この規則は、2011年11月1日から施行する。

附 則
この規則は、2012年4月1日から施行する。

附 則
この規則は、2012年5月10日から施行する。

附 則
この規則は、2012年6月1日から施行する。

附 則
この規則は、2012年7月1日から施行する。

附 則
この規則は、2012年8月6日から施行する。

附 則
この規則は、2012年9月1日から施行する。

附 則
この規則は、2013年4月1日から施行する。

附 則
この規則は、2014年3月10日から施行する。

附 則
この規則は、2014年4月14日から施行する。

附 則
この規則は、2014年5月6日から施行する。

附 則
この規則は、2014年7月1日から施行する。

附 則
この規則は、2014年9月1日から施行する。

附 則
この規則は、2015年2月1日から施行する。

附 則
この規則は、2015年8月1日から施行する。

附 則
この規則は、2016年1月1日から施行する。

附 則
この規則は、2016年2月22日から施行する。

附 則
この規則は、2016年3月22日から施行する。

附 則
この規則は、2016年10月1日から施行する。

附 則
この規則は、2018年2月1日から施行する。

附 則
この規則は、2018年4月1日から施行する。

附 則
この規則は、2018年8月1日から施行する。

附 則
この規則は、2018年9月1日から施行する。

附 則
この規則は、2019年1月1日から施行する。

附 則
この規則は、2019年3月1日から施行する。

附 則
この規則は、2019年4月1日から施行する。

附 則
この規則は、2019年7月1日から施行する。

附 則
この規則は、2019年8月1日から施行する。

附 則
この規則は、2019年10月15日から施行する。

附 則
この規則は、2019年11月5日から施行する。

附 則
この規則は、2020年2月1日から施行する。

附 則
この規則は、2020年2月25日から施行する。

附 則
この規則は、2021年4月1日から施行する。

附 則
この規則は、2021年6月1日から施行する。

附 則
この規則は、2024年4月1日から施行する。